

令和5年度 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）について

項番	対象資産・税目	取得時期	明和町の特例割合	適用期間	根拠法令・条項	対象となる具体的な資産の例
1	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5名以下）の用に供する資産 ・固定資産税（家屋・償却資産）	平成29年4月1日以降	2分の1 （課税標準の特例措置）	期限なし	地方税法 349条の3第27項、28項、29項 明和町税条例第61条の2	保育の用に直接供する家屋・償却資産  ※ただし、当該事業の用以外に供されていないものに限ります。
2	汚水又は廃液の処理施設 ・固定資産税（償却資産）	平成26年4月1日から令和6年3月31日まで	3分の1 （課税標準の特例措置）	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号 明和町税条例附則第10条の2第1項	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等  ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。
3	下水道除害施設 ・固定資産税（償却資産）	平成24年4月1日から令和6年3月31日まで	5分の4 （課税標準の特例措置）	期限なし	地方税法附則第15条第2項第5号 明和町税条例附則第10条の2第2項	沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置等  ※ただし、既存の施設又は設備に代えて設置したものについては、特例措置の対象とはなりません。

4	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成30年 4月1日 から 令和6年 3月31日 まで	3分の2 (課税標準 の特例措置)	3年間	地方税法附則 第15条第25 項第1号 明和町税条例 附則第10条の 2第3～6号	太陽光発電設備 (1,000kw未満)  風力発電設備(20kw 以上)  地熱発電設備 (1,000kw未満)  バイオマス発電設 備(10,000kw以上 20,000kw未満)
5	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成30年 4月1日 から 令和6年 3月31日 まで	4分の3 (課税標準 の特例措置)	3年間	地方税法附則 第15条第25 項第2号 明和町税条例 附則第10条の 2第7～9号	太陽光発電設備 (1,000kw以上)  風力発電設備(20kw 未満)  水力発電設備 (5,000kw以上)
6	特定再生可能エネルギー発電設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成30年 4月1日 から 令和6年 3月31日 まで	2分の1 (課税標準 の特例措置)	3年間	地方税法附則 第15条第25 項第3号 明和町税条例 附則第10条の 2第10～12号	水力発電設備 (5,000kw未満)  地熱発電設備 (1,000kw以上)  バイオマス発電設 備(10,000kw未満)
7	浸水防止用設備 ・固定資産税 (償却資産)	平成26年 4月1日 から 令和8年 3月31日 まで	3分の2 (課税標準 の特例措置)	5年度	地方税法附則 第15条第28 項 明和町税条例 附則第10条の 2第13項	防水扉、止水板、排 水ポンプ、換気口等  ※ただし、水防法に 基づく洪水浸水想 定区域等の一定の 地下街等の所有者 又は管理者が浸水

						防止計画に基づき取得した浸水防止用の設備が対象となります。
8	企業主導型保育事業に係る固定資産 ・固定資産税 (土地・家屋・償却資産)	平成29年4月1日から令和6年3月31日まで	2分の1 (課税標準の特例措置)	5年間	地方税法附則第15条第32項 明和町税条例附則第10条の2第14項	保育事業に係る施設  ※ただし、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて運営しているものに限定されます。
9	緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地の用に供する土地 ・固定資産税 (土地)	平成29年4月1日から令和7年3月31日まで	3分の2 (課税標準の特例措置)	3年間	地方税法附則第15条第33項 明和町税条例附則第10条の2第15項	市民公開緑地  ※ただし、都市緑地法に規定する緑地保全・緑地推進法人が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するものに限定されます。
10	サービス付き高齢者向け賃貸住宅 ・固定資産税 (家屋)	平成27年4月1日から令和7年3月31日まで	3分の2 (固定資産税の減額措置)	5年間	地方税法附則第15条の8第2項 明和町税条例附則第10条の2第16項	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅
11	マンション長寿命化工事 ・固定資産税 (家屋)	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	3分の1 (固定資産税の減額措置)	1年間	地方税法附則第15条の9の3第1項 明和町税条例附則第10条の2第17項	新築後20年が経過したマンションで、居住用部分が1/2以上 ・区画10戸以上 ・長寿命化工事を実施したもの